

北陸信越運輸局報

第 419 号

平成26年10月 1日 (水 曜日)
(毎月 3回 1・11・21日発行)

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電 話 (025) 285-9000
F A X (025) 285-9170
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目 次

公 示	△「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の一部改正について	1～3ページ
許認可等	△一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可	4ページ
	△指定自動車整備事業の指定	4～5ページ
	△自動車分解整備事業の認証	5ページ

○ 公 示

公示第44号

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」(平成14年7月1日付け公示第14号)を別紙のとおり一部改正する。

平成26年9月25日

北陸信越運輸局長 徳永 泉

別紙「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」

新	旧
公 示	公 示
公示第14号	公示第14号
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。)に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。)に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。
平成14年7月1日	平成14年7月1日
北陸信越運輸局長 武藤 秀一	北陸信越運輸局長 武藤 秀一
記	記
1. ～ 4. (略)	1. ～ 4. (略)
附 則(平成14年7月1日付け公示第14号) (略)	附 則(平成14年7月1日付け公示第14号) (略)
附 則(平成26年1月27日付け公示第92号で一部改正) 改正後の規定は、平成26年1月27日以降に処分するものから適用する。	附 則(平成26年1月27日付け公示第92号で一部改正) 改正後の規定は、平成26年1月27日以降に処分するものから適用する。

附 則 (平成26年9月25日付け公示第44号で一部改正)
 改正後の規定は、平成26年10月1日以降に処分するものから適用する。

別表

① 車種区分：三分区
 (運賃適用地域：長野県A地区、長野県B地区)

車種区分	自動車の大きさ等
普通車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)以下のものであって乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。</p> <p><u>同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル(ディーゼル機関を除く。)</u>以下で、かつ、乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)であって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める軽自動車(使用用途が福祉輸送サービスに限定される場合に限る。)</p> <p>同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。</p>
大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるものであって乗車定員6名以下のもの。</p> <p><u>同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル(ディーゼル機関を除く。)</u>を超えるもので、かつ、乗車定員6名以下のもの。</p> <p>身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)のうち乗車定員7名以上のもの。</p>
特定大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。</p> <p>ただし、身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)及び内燃機関を有しない自動車を除く。</p>

備 考	
	<p>1. <u>ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様(外寸、内装等)のガソリン車の車種区分を適用する。</u></p> <p>2. <u>自動車の長さは、新型自動車の届出をしたときの長さとする。ただし、特殊なバンパー(衝撃吸収バンパー等)を装着した自動車は、標準バンパーを装着した場合における自動車の長さとする。</u></p> <p>3. <u>ハイブリッド自動車とは、内燃機関を有し、併せて電気又は畜圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。</u></p>

② 車種区分：地域の実情による区分
 (運賃適用地域：新潟県A地区、新潟県B地区、富山県富山地区、石川県金沢地区、石川県石川地区)

車種区分	自動車の大きさ等
小型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち<u>内燃機関を有しない</u>或いは排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)以下のものであって、<u>自動車の長さが4.6メートル未満</u>であり乗車定員5名以下のもの。</p> <p>同条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満のものであって乗車定員5名以下のもの。</p> <p><u>同条に定める普通自動車のうち、ハイブリ</u></p>

別表

① 車種区分：三分区
 (運賃適用地域：長野県A地区、長野県B地区)

車種区分	自動車の大きさ等
普通車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)以下のものであって乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)であって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める軽自動車(使用用途が福祉輸送サービスに限定される場合に限る。)</p> <p>同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。</p>
大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるものであって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)のうち乗車定員7名以上のもの。</p>
特定大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。</p> <p>ただし、身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)及び内燃機関を有しない自動車を除く。</p>
備 考	<p>ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様(外寸、内装等)のガソリン車の車種区分を適用する。</p>

② 車種区分：地域の実情による区分
 (運賃適用地域：新潟県A地区、新潟県B地区、富山県富山地区、石川県金沢地区、石川県石川地区)

車種区分	自動車の大きさ等
小型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)以下のもの及び内燃機関を有しないものであって自動車の長さが4.6メートル未満であり乗車定員5名以下のもの。</p> <p>同条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満のものであって乗車定員5名以下のもの。</p> <p>同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)であつ</p>

	<p>ッド自動車で、排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で、自動車の長さが4.7メートル以下、かつ、乗車定員5名以下のもの。</p> <p>同条に定める小型自動車のうち、ハイブリッド自動車で、乗車定員5名以下のもの。</p> <p>同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める軽自動車（内燃機関を有しない車両である場合、又は使用用途が福祉輸送サービスに限定される場合に限る。）。</p>		<p>て乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める軽自動車（内燃機関を有しない車両である場合、又は使用用途が福祉輸送サービスに限定される場合に限る。）。</p>
中型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち内燃機関を有しない或いは排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のものであって、自動車の長さが4.6メートル以上であり乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル以上であって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で、かつ、乗車定員6名以下のもの（ただし、小型車の車種区分に属するものは除く。）。</p> <p>同条に定める普通自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの。</p>	中型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもの及び内燃機関を有しないものであって自動車の長さが4.6メートル以上であり乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル以上であって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの。</p>
大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるものであって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので、かつ、乗車定員6名以下のもの。</p> <p>身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）のうち乗車定員7名以上のもの。</p>	大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるものであって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）のうち乗車定員7名以上のもの。</p>
特定大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。</p> <p>ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）及び内燃機関を有しない自動車を除く。</p>	特定大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。</p> <p>ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）及び内燃機関を有しない自動車を除く。</p>
備考	<p>1. ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。</p> <p>2. 自動車の長さは、新型自動車の届出をしたときの長さとする。ただし、特殊なバンパー（衝撃吸収バンパー等）を装着した自動車は、標準バンパーを装着した場合における自動車の長さとする。</p> <p>3. ハイブリッド自動車とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。</p>	備考	<p>ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。</p>

○ 許 認 可 等

■一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可（自動車交通部）

申請者の氏名及び名称	頸城ハイヤー株式会社
運賃ブロック	新潟県B地区
事案公示日及び公示番号	平成26年9月29日付公示第42号
認可日及び認可番号	平成26年9月29日付北信交旅第450号
認可の概要	事案番号26旅第10号のとおり

申請者の氏名及び名称	直江津タクシー株式会社
運賃ブロック	新潟県B地区
事案公示日及び公示番号	平成26年9月29日付公示第42号
認可日及び認可番号	平成26年9月29日付北信交旅第450号
認可の概要	事案番号26旅第11号のとおり

申請者の氏名及び名称	アイエムタクシー株式会社
運賃ブロック	新潟県B地区
事案公示日及び公示番号	平成26年9月29日付公示第42号
認可日及び認可番号	平成26年9月29日付北信交旅第450号
認可の概要	事案番号26旅第12号のとおり

■指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第10170号
指定年月日	平成26年9月11日
事業者名	中越三菱自動車販売株式会社
事業場の名称	中越三菱 六日町店
事業場の所在地	新潟県南魚沼市大杉新田995番地
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第 10171 号
指定年月日	平成 26 年 9 月 16 日
事業者名	株式会社 ナカムラ
事業場の名称	Honda Cars 上越中央 高田公園店 第二工場
事業場の所在地	新潟県上越市新光町 3 丁目 1 番 7 号
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、 小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、 軽自動車、大型特殊自動車（車両総重量 8 トン以上、最大積載 量 5 トン以上及び乗車定員 30 人以上の車両を除く）
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第 10172 号
指定年月日	平成 26 年 9 月 18 日
事業者名	有限会社 宮本モータース
事業場の名称	宮本モータース 六日町店
事業場の所在地	新潟県南魚沼市四十日字此田 2471 番 3
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

■自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	新認証第 314 号
認証年月日	平成 26 年 9 月 10 日
事業者名	株式会社魚沼中央トランスポート
事業場名	魚沼中央車輛整備センター
事業場所在地	新潟県南魚沼市君沢字川原 43 番地 1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（大型）、普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、 普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普大、普中、普小、普乗、大特、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	長認証第 382 号
認証年月日	平成 26 年 9 月 24 日
事業者名	有限会社外村石油
事業場名	有限会社外村石油
事業場所在地	長野県須坂市大字日滝字古池 2177 番地 1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし